

檜葉町新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け支援制度
(申請期間:令和3年10月～令和4年3月)

【制度継続】 新型コロナウイルス対策消耗品調達助成金	
制度概要	飲食店、ホテル等の不特定多数の人が集まる来客型の店舗に対して、アルコール消毒等の新型コロナウイルス感染予防の取り組みに要する経費を、予算の範囲内において助成します。
対象者	不特定多数の人が集まる来客型の店舗を檜葉町で営む事業者 ※例: 飲食店、小売店、宿泊施設、生活関連サービス店(理容店、美容店、クリーニング店等)、物品賃貸店(レンタルショップ等)など
助成額	令和3年10月から令和4年3月末の間に調達した新型コロナウイルス感染予防に係る、購入単価が10万円未満の備品及び消耗品の経費全額。 ※助成額は令和3年4月から9月の間に調達した新型コロナウイルス感染予防に係る消耗品経費の総額を上限とし、さらに、15万円までとします。
申請期間	令和4年3月末まで。ただし、予算がなくなり次第、終了となります。
消耗品等の例	消耗品は、マスク、消毒液、アルコール液、使い捨て手袋、ペーパータオル、フェイスシールド、非接触式体温計、ハンドソープ、石けん、アクリル板、ビニールカーテン、フロアマーカ、コイントレーなど。 備品は、サーモグラフィーカメラ、消毒液の噴霧装置などの、主として感染拡大防止に用いられると認められる備品に限ります。 ※申請書類に添付していただく消耗品の使用方法を証明する書類を用いて審査した結果、助成額を減額することがあります。 ※コロナ禍以前においても調達していたと認められるもの(食器用洗剤など)については、コロナ禍の影響で使用量が増えたと認められる分についてのみ助成します。
備考	これまでの制度では、備品の申請は認められていませんでしたが、主として感染拡大防止のために用いられると認められる備品であって、購入単価が10万円未満の備品に限り、申請が可能となりました。 令和3年9月以前に購入した消耗品及び備品については、既に申請期間が終了しておりますので、ご注意ください。

【制度継続】 新型コロナウイルス対策経営支援助成金										
制度概要	新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、大きな経済的影響を受けた町内事業者に対して、事業の継続・再起等を目的として、予算の範囲内において助成金を交付します。									
対象者	<p>中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であって、以下の①又はすべてに該当するもの</p> <p>① 感染症の影響により、令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)の所定の月の売上が令和元年度(申請者の会計年度)の月平均売上に対して 30%以上減少している者</p> <p>② 令和3年1月13日～2月14日、令和3年5月15日～5月31日、又は、令和3年8月8日～9月20日の間、福島県から飲食店へ要請された営業の時短に対して、全日協力した飲食店事業者(休業も含む)</p>									
助成額	<p>① 売上げが 30%以上減少したと申請した月における令和元年度の月平均売上からの減少額 (ただし以下の上限があります)</p> <p>② 10万円の加算 (条件を満たした場合のみ)</p>									
助成額①の上限額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>従業員が 20 名未満</th> <th>従業員が 20 名以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>収入減少率が 50%未満</th> <td>10万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <th>収入減少率が 50%以上</th> <td>15万円</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>		従業員が 20 名未満	従業員が 20 名以上	収入減少率が 50%未満	10万円	15万円	収入減少率が 50%以上	15万円	20万円
	従業員が 20 名未満	従業員が 20 名以上								
収入減少率が 50%未満	10万円	15万円								
収入減少率が 50%以上	15万円	20万円								
申請期間	令和4年3月末まで。ただし、予算がなくなり次第、終了となります。									
備考	今年度は、令和3年1月13日～2月14日、令和3年5月15日～5月31日、又は、令和3年8月8日～9月20日における福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策において飲食店に要請された営業時間短縮に協力した飲食店事業者に対して、10万円の加算を行います。									

※ 新型コロナウイルス対策雇用・就業助成金、及び、新型コロナウイルス対策特別資金利子補給助成金につきましても、前年度と同様に申請を受け付けております。

お問い合わせ
 檜葉町役場 新産業創造室
 電話 0240-23-6105
 Mail souzou-n@town.naraha.lg.jp

